2　競争参加資格　次に掲げる条件をすべて満たす３者又は２者を構成員とする特定建設工事共同企業体とし、かつ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）関東甲信工事局長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた特定建設工事共同企業体とする。

⑴　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第４条又は第５条の規定に該当しない者であること。

⑵　「平成30・31年度工事競争参加資格確認者」のうち「当機構関東甲信工事局管内（信越）土木」に係る競争参加資格の認定を受けていること。（注）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構関東甲信工事局が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。

⑶　構成員のうち代表者は、「当機構関東甲信工事局管内（信越）土木」に係る競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が1,200点以上の者であること。その他の構成員は、客観点数が1,200点以上の者とする。

⑷　共同企業体の構成員は次に掲げる要件を満たすものとする。

ア　３者による共同企業体の場合　構成員のうち代表者は、平成16年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した次の①の施工実績を有することとし、その他の構成員は、平成16年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した次の②の施工実績を有すること。ただし、当該施工実績が共同企業体構成員としての実績である場合には、代表者は出資比率が構成員中最大、その他の構成員は出資比率が10％以上のものに限る。

①　ＮＡＴＭによる内空断面50㎡以上、延長1,000m以上の鉄道トンネル新設工事

②　ＮＡＴＭによるトンネル新設工事

また、当該施工実績が当機構（国鉄清算事業関係を除く。）が発注した工事で完工し引渡し済みのものである場合には、工事成績評定点が65点以上のものに限るものとし、一部しゅん功し引渡し済みとなった場合（当該工事の主たる目的物に限る。）又は現に施工中の工事において、次の㋐及び㋑に掲げる条件を全て満たす場合に、施工実績とすることができる。

㋐　トンネル本坑の掘さく延長が1,000m以上であること（検査済みの出来形部分に限る。）。

㋑　過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど不正又は不誠実な行為がなされた工事でないこと。（当該工事における出来形確認検査通知書及び出来形内訳書の写しを競争参加資格確認申請書に添付すること。）

イ　２者による共同企業体の場合　構成員のうち代表者は、平成16年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した上記ア①の施工実績を有することとし、その他の構成員は、平成16年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した上記ア②の施工実績を有すること。ただし、当該施工実績が共同企業体構成員としての実績である場合には、代表者は出資比率が構成員中最大、その他の構成員は出資比率が10％以上のものに限る。また、当該施工実績が当機構（国鉄清算事業関係を除く。）が発注した工事で完工し引渡し済みのものである場合には、工事成績評定点が65点以上のものに限るものとし、一部しゅん功し引渡し済みとなった場合（当該工事の主たる目的物に限る。）又は現に施工中の工事において、次の㋐及び㋑に掲げる条件を全て満たす場合に、施工実績とすることができる。

㋐　トンネル本坑の掘さく延長が1,000m以上であること（検査済みの出来形部分に限る。）。

㋑　過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど不正又は不誠実な行為がなされた工事でないこと。（当該工事における出来形確認検査通知書及び出来形内訳書の写しを競争参加資格確認申請書に添付すること。）

⑸　当機構の施工実績がある場合は、土木における平成29年度及び平成30年度の当機構の工事成績が、２年連続で平均が60点未満でないこと。

⑹　工事全般の施工計画が適正であること。

⑺　全ての構成員は、次に掲げる基準を満たす配置予定技術者を当該工事に専任で配置できること。また、代表者は、配置予定技術者のほかに専任補助者（当該配置予定技術者と同一の構成員の専任補助者に限る。なお、現場代理人及び専門技術者との兼務は認める。）を配置することができる。専任補助者数は配置予定技術者１名につき、それ以上とし、専任補助者は次に掲げるア、イ、エの基準を満たす者とする。なお、専任補助者を配置する場合にあたっては、その配置方について、配置予定技術者と同様に「監理技術者制度運用マニュアル（平成16年３月１日国土交通省総合政策局建設業課）」によるものとする。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ　共同企業体の構成員は以下の経験を有する技術者を配置すること。

㋐　３者による共同企業体の場合　構成員のうち代表者は、平成16年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した上記の⑷アの①における施工管理に１年以上の施工経験を有すること。出資比率が第２位の構成員は、平成16年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した上記の⑷アの②における施工管理に６箇月以上の施工経験を有すること。当該施工経験が共同企業体構成員としての経験である場合には、出資比率が10％以上のものに限る。出資比率が最下位の構成員（最下位の構成員が同率で複数の場合には、そのうち１者に限る。）の配置予定技術者については、上記の⑷アに掲げる工事の施工経験を必ずしも必要としない。また、当該施工実績が当機構（国鉄清算事業関係を除く。）が発注した工事で完工し引渡し済みのものである場合には、工事成績評定点が65点以上のものに限るものとし、一部しゅん功し引渡し済みとなった場合（当該工事の主たる目的物に限る。）又は現に施工中の工事において、次の⒜から⒞に掲げる条件を全て満たす場合に、施工経験とすることができる。

⒜　トンネル本坑の掘さく施工管理に２年以上従事していること（実施済みの出来形検査対象期間に含まれていること。）

⒝　従事期間中の本坑の掘さく延長が1,000m以上であること（検査済みの出来形部分に限る。）。

⒞　過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど不正又は不誠実な行為がなされた工事でないこと。（当該工事における出来形確認検査通知書及び出来形内訳書の写しを競争参加資格確認申請書に添付すること。）

㋑　２者による共同企業体の場合　構成員のうち代表者は、平成16年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した上記の⑷アの①における施工管理に１年以上の施工経験を有すること。その他の構成員は、平成16年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した上記の⑷アの②における施工管理に６箇月以上の施工経験を有すること。当該施工経験が共同企業体構成員としての経験である場合には、出資比率が10％以上のものに限る。また、当該施工実績が当機構（国鉄清算事業関係を除く。）が発注した工事で完工し引渡し済みのものである場合には、工事成績評定点が65点以上のものに限るものとし、一部しゅん功し引渡し済みとなった場合（当該工事の主たる目的物に限る。）又は現に施工中の工事において、次の⒜から⒞に掲げる条件を全て満たす場合に、施工経験とすることができる。

⒜　トンネル本坑の掘さく施工管理に２年以上従事していること（実施済みの出来形検査対象期間に含まれていること。）